

## 長野県自治医科大学キャリア形成卒前支援プラン 及びキャリア形成プログラム

### 1. 概要

自治医科大学入学者として、卒業後に長野県内の医療機関において一定期間の従事要件がある者が、大学在学中から従事要件が課せられている期間までの、能力開発及び向上を図るために定めるものである。

### 2. 対象者

自治医科大学に入学した者

### 3. キャリア形成卒前支援プラン

#### (1) 目的

地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的としている。

#### (2) 内容

別紙1 自治医科大学長野県学生卒前支援プラン

### 4. キャリア形成プログラム

#### (1) 目的

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号。以下「改正法」という。）により、医療法（昭和23年法律205号）第30条の23第2項第1号に規定された、医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的としている。

#### (2) 内容

別紙2 キャリア形成プログラム（自治医科大学卒医師）

### 5. 留意事項等

自治医科大学に入学することに同意した者は、本プログラムの適用を受けることに同意したこととして扱う。